

介護予防支援重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1 事業者

法 人 名	社会福祉法人寿敬会
所 在 地	和歌山市平尾2番地1
代 表 者	理事長 中谷 剛
電 話 番 号	073-478-3437

2 事業所の名称等

名 称	居宅介護支援事業所バイオレット
所 在 地	和歌山市平尾2番地1
管 理 者 名	木原 明美
電 話	073-478-1801
F A X	073-478-3834
事業所番号	3070103001

3 事業所の概要

(1) 事業の目的及び運営方針

①事業の目的

社会福祉法人寿敬会が開設する居宅介護支援事業所バイオレット（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とします。

②運営の方針

- 1 本事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域に

おける様々な取組を行う者等との連携を図り、総合的なサービスに努めるものとします。

(2) 職員体制

職 種	人 数	職務内容
管理者	1	事業所及びその業務の管理
介護支援専門員等	2以上	介護予防サービス・支援計画の作成及び一連の業務

(3) 事業所の実施地域

事業所の実施地域	和歌山市の区域
----------	---------

(4) 営業日及び休日

営業日・時間	月曜日～土曜日 8：30～17：30
休 日	日曜日、祝日、年末年始（12/30～1/3）

4 提供するサービスの種類

- (1) 介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）の作成
- (2) 要支援（介護）認定等の申請代行

5 サービスの主な内容

当事業所は、利用者の依頼を受けて、利用者に対して介護保険法の趣旨に従って、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、介護予防サービス・支援計画の作成を支援し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者や関係機関、必要な医療機関等との連絡調整その他便宜を図ります。その際は、必要な支援が円滑に行えるよう、把握した情報を提供する場合があります。もし、病院又は診療所に入院する必要がある場合、介護予防支援を担当する職員の氏名及び連絡先を、入院先の病院又は診療所に伝えて下さい。

利用者は、介護予防サービス計画の作成に当たって、担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めるとか、介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。

6 利用料

介護予防支援における介護予防サービス・支援計画作成に必要な利用料については、原則として介護保険制度から全額給付されるので利用者の負担はありません。ただし、介護予防支援における介護予防サービス・支援計画作成においては、介護保険料の滞納等により、当事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えに介護予防サービス計画表と領収書を発行します。

通 常	4, 918円
初 回 加 算	3, 126円

※なお、介護報酬の改定に伴い変更となることがあります。

7 サービスの開始及び終了について

当事業所は、この重要事項について利用者が同意することをもってサービスを開始し、利用者が次の事由に該当された場合にサービスを終了します。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 要介護・要支援認定区分が「非該当」又は「要介護」と認定されたとき。
- (3) 当事業所が指定介護予防支援事業所として指定を受けている市町村以外に、利用者が転居したとき。

8 契約の一時中止について

契約期間中に利用者の介護予防サービス・支援計画が変更され介護予防ケアマネジメントとなり、住所地管轄の地域包括支援センターとの契約を締結した場合は、この契約は一時中止とします。利用者が要支援の認定継続中に、再び介護予防支援に変更された際は、本契約を再開することができます。

9 契約の解除

(1) 利用者からの解除

<利用者からの契約解除の申し出>

契約の有効期間であっても、利用者から契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに申し入れください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除することができます。

- ① 事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業所もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、不法行為その他本契約を継続しがたい事情が認められる場合

(2) 事業所からの解除

<事業者からの契約解除の申し出>

利用者または代理人、その家族（内縁関係等を含む）が、以下の事項に該当する行為を行った場合には、事業者は、本契約を解除することができます。また、以下の事項に該当する事案が特に重大であると当事業所が判断した場合には、即時に契約を解除させていただきます。

- ① 契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ② 故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、不法行為等を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせ、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく本契約の目的を達成することが著しく困難となった場合

③職員への次のようなハラスメントがあった場合

- ・身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為
例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。
- ・精神的暴力…個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。
- ・セクシャルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
例：必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な行動を繰り返す。

10 秘密の保持

当事業所の従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約の解約した後も同様です。

11 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 利用者に対して行う介護予防支援の提供により、事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者及び家族、その他の関係者に連絡を取り、必要な措置を取ります。
- (2) 利用者に対して行った介護予防支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、必要な賠償を行います。

12 サービス内容に関する苦情等の相談について

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成したケアプランに基づいて提供された介護予防サービス等に関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

<サービス内容に関する苦情等相談窓口>

当事業所の お客様相談窓口	窓口責任者	木原 明美
	利用時間	月～金曜日 8：30～17：30 (12/30～1/3を除く)
	ご利用方法	電話 073-478-1801 面接 当事業所面談室

公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

和歌山市指導監査課 (事業所に関する苦情・相談)	所在地	和歌山市七番町23番地
	電話	073-435-1319
	受付時間	月～金曜日 8：30～17：15
和歌山市介護保険課 (その他介護保険制度に関する 苦情・相談)	所在地	和歌山市七番町23番地
	電話	073-435-1190
	受付時間	月～金曜日 8：30～17：15

